

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項及び労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、日本私鉄労働組合総連合会から、以下のとおりストライキ等を行う旨の通知がありましたので、同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 開始日

令和 4 年 11 月 27 日以降

2 場所

上記組合の組合員が従事する別記の職場

3 要求事項

労働協約改定等

令和 4 年 11 月 24 日

厚生労働大臣 加藤 勝信

別 記

函館バス株式会社（北海道）、道北バス株式会社（北海道）、宗谷バス株式会社（北海道）、十勝バス株式会社（北海道）、くしろバス株式会社（北海道）、株式会社じょうてつ（北海道）、北海道北見バス株式会社（北海道）、旭川電気軌道株式会社（北海道）、阿寒バス株式会社（北海道）、北都交通株式会社（北海道）、てんてつバス株式会社（北海道）、網走バス株式会社（北海道）、夕張鉄道株式会社（北

海道)、北海道拓殖バス株式会社(北海道)、ふらのバス株式会社(北海道)、北紋バス株式会社(北海道)、根室交通株式会社(北海道)、士別軌道株式会社(北海道)、名士バス株式会社(北海道)、斜里バス株式会社(北海道)、道南バス株式会社(北海道)、弘南鉄道株式会社(青森)、下北交通株式会社(青森)、岩手県交通株式会社(青森、岩手、宮城、埼玉、東京)、岩手開発鉄道株式会社(岩手)、岩手県北自動車株式会社(青森、岩手、宮城、東京、神奈川)、岩手開発鉄道株式会社(岩手)、岩手県北自動車株式会社(青森、岩手、宮城、千葉、東京、神奈川)、秋田中央交通株式会社(宮城、秋田、東京)、羽後交通株式会社(岩手、宮城、秋田、山形、東京、神奈川)、十和田観光電鉄株式会社(青森、岩手、宮城、東京)、庄内交通株式会社(宮城、秋田、山形、埼玉、千葉、東京、京都、大阪)、宮城交通株式会社(青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、千葉、東京、富山、石川、愛知、京都、大阪)、福島交通株式会社(宮城、福島、栃木、埼玉、千葉、東京、新潟、愛知、京都、大阪)、小田急バス株式会社(千葉、東京、神奈川)、関東バス株式会社(秋田、千葉、東京、愛知、京都、大阪、奈良、岡山)、川崎鶴見臨港バス株式会社(千葉、東京、神奈川)、湘南モノレール株式会社(神奈川)、越後交通株式会社(埼玉、東京、新潟、京都、大阪)、富山地方鉄道株式会社(埼玉、東京、新潟、富山、石川、岐阜、愛知、京都、大阪)、立山黒部貫光株式会社(富山、長野)、加越能バス株式会社(埼玉、東京、富山、石川、岐阜、愛知)、新富観光サービス株式会社(富山)、北陸鉄道株式会社(新潟、富山、石川、

岐阜、愛知)、北鉄金沢バス株式会社(富山、石川)、北鉄白山バス株式会社(石川)、北鉄加賀バス株式会社(石川)、北鉄能登バス株式会社(石川)、北鉄奥能登バス株式会社(石川)、北日本観光自動車株式会社(東京、富山、石川)、京福バス株式会社(東京、福井、愛知、京都、大阪)、福井鉄道株式会社(東京、福井、愛知、京都、大阪)、レインボー観光自動車株式会社(福井)、濃飛乗合自動車株式会社(東京、富山、石川、長野、岐阜、愛知、京都、大阪)、エイチ・ディー西広島株式会社(広島)、芸陽バス株式会社(広島)、鞆鉄道株式会社(広島、愛媛)、備北交通株式会社(島根、広島)、本四バス開発株式会社(広島、愛媛)、防長交通株式会社(東京、京都、大阪、兵庫、島根、広島、山口、福岡)、サンデン交通株式会社(山口、福岡)、船木鉄道株式会社(山口)、中鉄バス株式会社(兵庫、島根、岡山)、岡山電気軌道株式会社(岡山)、水島臨海鉄道株式会社(岡山)、備北バス株式会社(大阪、岡山)、中鉄北部バス株式会社(岡山)、日ノ丸自動車株式会社(兵庫、鳥取、島根、岡山、広島、福岡)、石見交通株式会社(大阪、島根、広島)、一畑電車株式会社(島根)、一畑バス株式会社(大阪、鳥取、島根、岡山、広島)、日ノ丸ハイヤー株式会社(鳥取、島根)、沖縄バス株式会社(沖縄)